

障害者手帳等の提示を利用の都度求めていない事例

「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について(R2.6.26付国自旅第77号)」(抜粋)

〇一部の公共交通事業者の事例【スマートフォンアプリによる確認】

一部の公共交通事業者(※)においては、スマートフォンアプリ(ミライロID)による障害者手帳情報を表示した画面の提示により、障害者手帳等の提示の代替とすることが可能。

※主な導入事業者

鉄 道：西武鉄道(株)、京王電鉄(株)

乗合バス：西武バス(株)、湖国バス(株)

タクシー：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会加盟事業者、神奈川都市交通(株)

旅客船：(株)フェリーさんふらわあ、近江トラベル(株)

航 空：ANA、JAL

ミライロID導入事業者数(公共交通事業)：約400事業者

ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォン画面に表示させる機能を持つアプリ。(令和元年7月よりサービス開始)

さらに、マイナポータルAPI(マイナンバーカード情報)との連携が本年6月17日より開始。

- ・ スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・ 約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・ マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得APIから障害者手帳情報等を取得(ただし、療育手帳については、現時点でAPIによる情報取得は未対応)

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示